

豊富町住宅改修補助金制度について

補助制度の概要について

■補助対象の住宅について

豊富町内の住宅で、次に掲げるもの

- ①戸建住宅
- ②併用住宅(居住用部分のみ)

※過去15年間に豊富町サロベツ住宅建設促進条例に基づく補助金の交付を受けていないこと。

※過去5年間に豊富町住宅改修促進条例に基づく補助金の交付を受けていないこと。(計画的改修工事の期間内である場合を除く。)

■申請者の条件について

補助対象の住宅を所有し、かつ、自ら居住する(補助対象工事等の後、自ら居住する場合を含む。)方で、下記の条件を満たし住宅を改修する方

- ①町税(町外から転入する者にあつては転入前の市町村における市町村税)を滞納していないこと。
- ②申請者とその同居者(同居しようとする者を含む。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

■補助対象となる工事について

補助対象の住宅に対して行う修繕、模様替えなどの工事で、対象となる工事費(税抜き)が10万円を超える工事

○対象工事の例

- | | | |
|------------|-----------|----------------------|
| ・壁の張替え、塗装 | ・換気設備の改修 | ・水まわりの改修(トイレ・キッチンなど) |
| ・屋根の葺替え、塗装 | ・断熱改修 | ・ユニットバスへの変更 |
| ・手すりの設置 | ・耐震改修 | ・床段差の解消 |
| ・建具の改修 | ・エアコン工事 | ・暖房機器の更新や購入 |
| ・給湯器の更新や購入 | ・浄化槽の設置工事 | ・照明器具の変更 |

○次のものは原則として対象外とします。

- ・カーテン工事
- ・雁木の新設
- ・外構工事(植栽、造園、舗装など)

※上記に当てはまらない工事は、豊富町役場建設課建築係にご相談ください。

■補助率と限度額について

対象となる工事費の20%以内、かつ、100万円を限度に補助します。

5か年以内の複数年に分けて実施する場合は、その計画期間内で100万円を限度に補助します。

■申請時における施工業者の条件について

建設業を営む豊富町内事業者

裏面もあります

■申請時や完了時に必要な書類

○申請時

提出書類	注意事項等
①豊富町住宅改修支援事業補助金交付申請書	役場窓口、町のホームページから入手できます。
②住宅の位置図・配置図	※位置図は地図など、配置図は地籍図などを利用した簡易なものでも申請可能です。
③住宅の平面図・立面図	※内部改修を伴わない外装等の改修場合は外部写真(4方向)のみの添付でも良いです。(平面図省略) ※既存図面のない方は、簡易な間取図等と写真(同上)添付でも申請可能です。
④施工箇所・施工方法が確認できる書類	・施工前、施工後の設計図書 ・施工箇所の写真など
⑤見積書(写し)	施工業者の押印があるもの
⑥納税証明書(又は完納証明書)	※税務情報照会の承諾書に代えて省略できます。
⑦建物登記事項証明書	未登記物件の場合は、固定資産税評価証明書など ※税務情報照会の承諾書に代えて省略できます。
⑧他の補助金等の受給に関する報告書兼誓約書	役場窓口、町のホームページから入手できます。 他の補助金等を利用しない場合も提出が必要です。
⑨委任状 (補助金の交付申請を建築業者に委任する場合)	この申請の一部を施工する建築業者に委任する場合は委任状の提出が必要となります。

○完了時

提出書類	注意事項等
①豊富町住宅改修支援事業完了報告書	役場窓口、町のホームページから入手できます。
②工事請負契約書(写)	
③工事受渡書(写)	
④施工箇所・施工方法が確認できる写真	・施工中、施工後の写真

※上記のほか、工事内容によって書類の提出をお願いする場合があります。

※申請・完了の審査にあたり、現地を確認させていただきますので、ご協力をお願いします。

※申請等を代理で行う場合は、委任状が必要です。

注意事項

- ・補助金の交付決定を受ける前に既に工事に着手している住宅は対象となりません。
工事の着手は、補助金の交付決定通知日以降に行ってください。
- ・同じ工事箇所でも、介護保険法の住宅改修費の支給など、国の助成制度と併用はできません。

お問い合わせ先

豊富町役場 建設課建築係

〒098-4110

天塩郡豊富町大通6丁目

電話: 0162-73-1061(直通)